

砥部町

障害福祉サービスの 利用について



砥部町 介護福祉課

● 障害福祉サービスの内容について

【介護給付】

※対象者の要件である障害支援区分につきましては、6ページをご覧ください。

サービスの名称	サービスの内容	
居宅介護（ホームヘルプ） （身体介護・家事援助・ 通院等介助）	対象者	障害支援区分1以上の方 ※通院等介助で身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上の方 （障がい児の場合はこれに相当する心身の状態の児童）
	内容	自宅で食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯・ 掃除などの家事援助、その他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	対象者	障害支援区分4以上で、常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者
	内容	自宅で食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯・ 掃除などの家事援助、その他生活全般にわたる援助、外出 時の移動中の介護などを総合的にを行います。
同行援護	対象者	視覚障がいにより移動に著しい困難がある方
	内容	外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護 など外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	対象者	障害支援区分3以上で、知的障がいや精神障がいによつて行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方 （障がい児の場合はこれに相当する心身の状態の児童）
	内容	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護、排せつ・食事などの介護、その他行動する際の必要な援助を行います。
療養介護	対象者	医療機関への長期入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする方で ①障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 ②障害支援区分5以上で、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者

療養介護	ないよう内容	医療機関において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。
生活介護	対象者	障害支援区分3以上（50歳以上の場合は障害支援区分2以上）で、常に介護を必要とする方
	ないよう内容	主に日中、施設において、食事・入浴・排せつなどの介護、調理・洗濯・掃除などの家事並びに生活等に関する相談・助言、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。
短期入所 （ショートステイ）	対象者	障害支援区分1以上の方 （障がい児の場合は障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上の児童）
	ないよう内容	自宅で介護を行う方が病気などの場合に、障がいのある方を施設で一時的に預かり、食事・入浴・排せつなど必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	対象者	障害支援区分6（障がい児の場合はこれに相当する心身の状態）で、意思疎通に著しい困難がある方であって、以下のいずれかに該当する方 ① 重度訪問介護の対象で、四肢のすべてに麻痺があり、寝たきり状態の方で、 ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ② 強度行動障がい者
	ないよう内容	居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
施設入所支援	対象者	①生活介護の利用者のうち、障害支援区分4以上（50歳以上の場合は障害支援区分3以上）の方 ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所により自立訓練、就労移行支援を利用することが困難な方
	ないよう内容	夜間や休日、施設において、食事・入浴・排せつなどの介護、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

くんれんとうきゅう ふ
【訓練等 給付】

※ 共同生活援助(介護サービス包括型)の利用を希望する方は、障害支援区分の認定を行います。

※ 標準利用期間とは、サービス利用の長期化を回避するため設定されている継続して利用できる期間です。標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合は、砥部町障害支援区分認定審査会で必要性が認められた場合に限り、1年間の更新が可能です(原則1回)。

サービスの名称	サービスの内容
自立訓練 (機能訓練)	対象者 ① 入所施設・医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行のため、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ② 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 内容 障害福祉サービス事業所に通所または自宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談・助言、その他必要な支援を行います。 ※ 標準利用期間：1年6か月
自立訓練 (生活訓練)	対象者 ① 入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行のため、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ② 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 内容 障害福祉サービス事業所に通所または自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談・助言、その他必要な支援を行います。 ※ 標準利用期間：2年(長期入院していた方等は3年)
宿泊型自立訓練	対象者 自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方であって、地域移行に向けて、帰宅後における生活能力の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者 内容 居住の場を提供して、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談・助言、その他必要な支援を行います。 ※ 標準利用期間：2年(長期入院していた方等は3年)

就労移行支援	対象者	就労を希望しているが、単独で就労することが困難なため、就労に必要な知識・技術の習得、就労先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の方
	内容	一般就労に向けて、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供を行います。また、その他就労に必要な知識・能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援、職場開拓、就職後の職場定着のための相談、その他必要な支援を行います。 ※標準利用期間：2年
就労継続支援（A型）	対象者	企業等への就労が困難であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満（利用開始時に65歳未満）の方 ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験のある方で、現在雇用関係がない方
	内容	生産活動その他の活動の機会の提供を行います。また、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
就労継続支援（B型）	対象者	一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方で、就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識・能力の向上や維持が期待される方 ①就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方 ②50歳に達している方または障害基礎年金1級受給者 ③就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった方
	内容	生産活動その他の活動の機会の提供を行います。また、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

しゅうろうていちゃく し えん 就 労 定 着 支 援	だいしやうしや 対 象 者	せいかつかいご じりつくねん しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん りよう 生活介護・自立訓練・就 労 移 行 支 援・就 労 継 続 支 援 を 利 用 して、通 常 の 事 業 所 に 新 た に 雇 用 さ れ た 方 で、就 労 を 継 続 し て い る 期 間 が 6 か 月 を 経 過 し た 方
しゅうろうていちゃく し えん 就 労 定 着 支 援	ない よう 内 容	しゅうろう けいぞく はか きぎょう しやう ふくし 就 労 の 継 続 を 図 る た め、企 業 や 障 が い 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者、医 療 機 関 等 と の 連 絡・調 整 を 行 い ま す。ま た、雇 用 に よ っ て 生 じ た 問 題 に 関 す る 相 談、指 導、助 言 等、必 要 な 支 援 を 行 い ま す。 ※ 標 準 利 用 期 間：3 年
	だいしやうしや 対 象 者	つぎ じりつ せいかつ いとな うえ しえん ひつよう みと 次 の う ち、自 立 し た 生 活 を 営 む 上 で の 支 援 が 必 要 と 認 め ら れ る 障 が い 者 ① 障 が い 者 支 援 施 設、自 立 訓 練 を 行 う 事 業 所、児 童 福 祉 施 設、療 養 介 護 を 行 う 病 院 に 入 所 し て い た 方 ② 共 同 生 活 援 助 を 行 う 住 居、福 祉 ホ ー ム に 入 居 し て い た 方 ③ 精 神 科 病 院 に 入 院 し て い た 精 神 障 が い 者 ④ 救 護 施 設 ま た は 更 生 施 設 に 入 所 し て い た 方 ⑤ 刑 事 施 設（刑 務 所、少 年 刑 務 所、拘 置 所）、少 年 院 に 収 容 さ れ て い た 方 ⑥ 更 生 保 護 施 設 に 入 所 し て い た 方 ま た は 自 立 更 生 促 進 セ ン タ ー 等 に 宿 泊 し て い た 方 ⑦ 地 域 に お い て 一 人 暮 ら し を し て い る 方 や 同 居 す る 家 族 が 障 が い や 疾 病 等 に よ り 家 族 に よ る 支 援 が 見 込 め な い 方 で、人 間 関 係 や 生 活 環 境、心 身 の 状 態 等 の 変 化 に よ り 自 立 し た 地 域 生 活 を 継 続 す る こ と が 困 難 な 方
	ない よう 内 容	ていきてき じゅんかい すいじつほう う おこな ほうもん そうだんたいおうとう 定 期 的 な 巡 回 や 随 時 通 報 を 受 け て 行 う 訪 問、相 談 対 応 等 に よ り 障 が い 者 の 状 況 を 把 握 し、そ の 方 に 必 要 な 情 報 の 提 供 や 関 係 機 関 と の 連 絡・調 整、そ の 他 自 立 し た 生 活 を 営 む た め の 環 境 整 備 に 必 要 な 支 援 を 行 い ま す。 ※ 標 準 利 用 期 間：1 年
きやうどうせいかつえんじよ 共 同 生 活 援 助 (グ ル ー プ ホ ー ム)	だいしやうしや 対 象 者	ち いき きやうどうせいかつ いとな ししやう かた にちじやうせいかつ 地 域 で 共 同 生 活 を 営 む の に 支 障 の な い 方 で、日 常 生 活 上 の 援 助 が 必 要 な 方
	ない よう 内 容	や かん きやうじつ きやうどうせいかつ いとな じゅうきよ しよく し にゅう 夜 間 や 休 日、共 同 生 活 を 営 む 住 居 に お い て、食 事・入 浴・排 せ つ の 介 護、相 談 支 援、関 係 機 関 と の 連 絡・調 整、 そ の 他 の 日 常 生 活 上 の 援 助 を 行 い ま す。

ち いきそうだん し えん
【地域相談支援】

サービスの名称	サービスの内容
ち いき い こう し えん 地域移行支援	つぎ ち いきせいかつ い こう し えん ひつよう みと 次のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる障がい者 ① 障がい者支援施設、児童福祉施設、療養介護を行う病院に入所・入院している方 ② 精神科病院に入院している精神障がい者 ③ 救護施設または更生施設に入所している方 ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されている方 ⑤ 更生保護施設に入所している方または自立更生促進センター等に宿泊している方 たいしょうしゃ 対象者 ない 内容 じゅうきょ かく ぼ ち いきせいかつ い こう かつどう かん そう 住居の確保、地域生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行います。 ※支給決定期間：6か月の範囲内（この期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月の範囲内で給付決定期間の更新が可能。）
ち いきていちゃく し えん 地域定着支援	つぎ ち いきせいかつ けいぞく きんきゅう じ どう し えん 次のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる障がい者 ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方 ② 居宅において家族と同居しているが、その家族が疾病などにより、緊急時の支援が見込めない方 ※ 障がい者支援施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方も対象となります。 ※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者は対象外 たいしょうしゃ 対象者 ない 内容 じょう じ れんらくたいせい かく ぼ しょう とくせい しょう 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急時の対応（迅速な訪問、電話による状況把握、関係機関との連絡調整など）、その他必要な支援を行います。 ※支給決定期間：1年の範囲内（引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年の範囲内で給付決定期間の更新が可能。）

●サービス利用までの流れについて

- ① 相談・申請 町または指定相談支援事業者に相談します。相談の結果、サービス利用を希望する場合は町に申請します。
- 介護給付 訓練等給付・地域相談支援

「指定相談支援事業者」とは、障害福祉サービスの申請前の相談や申請手続きの支援、サービス等利用計画（障がい児の場合は児童支援利用計画）の作成、サービス事業者との連絡調整などを行う事業所です。

- ② 調査 障がい者または保護者等と面接して、心身の状況や生活環境などについての調査（アセスメント）を行います。砥部町の場合、調査を砥部町社会福祉協議会に委託して行っていますので、砥部町社会福祉協議会と日程調整をして調査を行うようになります。障がい児につきましては、心身の状況（5領域11項目）、保護者の状況などの聴き取り調査を行います。

- ③ 審査・判定 調査の結果及び医師の意見書をもとに、砥部町障害支援区分認定審査会で審査・判定が行われ、障害支援区分を決定します。障がい児（18歳未満）の利用、訓練等給付・地域相談支援の利用の場合は、障害支援区分の認定は不要です。

「障害支援区分」とは、障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すもので、区分1から区分6（区分6が最も重い）で表します。

- ④ 認定・通知 障害支援区分やサービス等利用計画案（児童支援利用計画案）などをもとにサービスの支給量などが決定され、受給者証（水色の表紙）が交付されます。

「サービス等利用計画（児童支援利用計画）」とは、サービス利用者を支援するための中心的な総合計画で、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

- ⑤ 契約 サービスの決定後、指定相談支援事業者がサービス等利用計画（児童支援利用計画）を作成し、計画作成後、サービスを利用する事業所と契約を行います。

サービス等利用計画（児童支援利用計画）に代えて、障がい者本人または保護者等が計画（セルフケアプラン）を作成することもできます。
※できるだけ相談支援事業者へ計画の作成を依頼してください。

- ⑥ 利用開始 受給者証を提示してサービスを利用し、負担能力に応じて自己負担額（8ページの「障害福祉サービスの利用料について」を参照）を支払います。

●^{していそうだん し えん じ ぎょうしゃ}指定相談支援事業者について

サービス等利用計画（^{とう り ようけいかく}児童支援利用計画）作成の対 象 地域に、^{し ぎょうしょ}砥部町が含まれている事業所は次のとおりです。

^{ちやくせつ し ぎょうしょ}直接事業所に連絡をしていただき、サービス等利用計画（^{とう り ようけいかく}児童支援利用計画）の作成を依頼してください。

※^{か き}下記の事業所以外でも作成可能な場合があります。

事業所名 ^{し ぎょうしょめい}	所在地 ^{しよざいち}	電話番号 ^{でんわばんごう}	対象者 ^{たいしやうしゃ}				
			身体 ^{しんたい}	知的 ^{ちてき}	精神 ^{せいしん}	難病 ^{なんびやう}	児童 ^{じどう}
相談支援事業所 砥部町社協	砥部町大南719番地	089-962-7100	●	●	●		
和泉蓮華会 障がい者特定相談支援事業所 砥部	砥部町重光278番地	089-905-8228	●	●	●		
特定相談支援事業所 ぶちすてっぴ	砥部町高尾田731番地1	090-5145-8851					●
特定相談支援事業所 ひだまり	砥部町高尾田154番地	089-907-3556	●	●	●		●
指定特定相談支援事業スマイル	松山市余戸南6丁目5番3号	089-965-0294	●				
宗友福祉会 指定相談支援事業所	松山市中野町甲640番地	089-963-3772		●			●
あゆみ学園指定相談支援事業所	松山市余戸南6丁目3番26号	089-974-5141		●			●
泰斗福祉会 指定相談支援事業所	松山市苞木甲202番地1	089-994-7160	●	●	●		●
ほほえみ特定相談支援事業所	松山市道後町2丁目12番11号	089-911-2305	●	●	●	●	●
特定相談支援事業所ワークメイト	松山市土居田町293-1	089-909-3785	●	●	●	●	
しんわ相談支援事業所	松山市中野町甲589番地	089-963-1126	●	●			●
相談支援事業所-孝-	松山市東石井6丁目5-12 グランドハイム東石井606	089-909-5034	●	●	●	●	●
松山市児童発達支援センターひまわり園相談支援事業所	松山市水産町368番地1	089-970-3714					●
相談支援事業所PROSGROW	松山市一番町2丁目5番地14 丸菱ビル603号室	089-961-1956	●	●	●	●	●
イスト相談支援事業所	松山市東雲町2番地2	089-948-4037	●	●	●		●
指定一般・特定相談支援事業所 まいん	松山市三番町7丁目11-6	089-948-8120			●		
ケアサポートまつやま	松山市来住町1057番地1	089-990-3555	●	●	●	●	●
ワーク 信	松山市南堀端町5-10	089-993-6402	●	●	●		
相談支援事業所 こころ塾	松山市大街道三丁目2番地16	089-931-5561			●		
指定相談支援事業所 夢ポケット	松山市姫原3丁目8-29-601	089-924-8989		●			●
libero	松山市桑原2丁目5番地5	070-5689-8202	●	●	●	●	●
相談支援事業所 あさがお	松山市桑原2丁目13番18号 クラルテメゾンリリー102号	080-9837-9310	●	●	●		
指定特定相談支援事業所 三恵ホーム	東温市則之内甲2819	089-907-1588	●	●	●		
指定特定相談支援事業所 菜の花	松前町神崎578番地1	089-984-7366	●	●	●		●

● 障害福祉サービスの利用料について

障害福祉サービスを利用するごとに、原則1割の利用料が必要です。

ただし、自己負担額については、所得に応じて1か月の上限額が設定されています。

所得区分		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
いっばん一般1	町民税課税世帯で所得割額が16万円未満 (障がい児の場合は、所得割額が28万円未満)	- 障がい児(在宅) 4,600円 - 障がい者(在宅) 9,300円 20歳未満の施設等入所者 9,300円
	※ただし20歳未満の施設等入所者を除く	
いっばん一般2	上記以外の世帯	37,200円

*サービス等利用計画作成については、所得区分に関わらず費用負担はありません。

※「世帯」の考え方

- 18歳以上の障がい者(ただし施設に入所する18、19歳を除く)の場合
→ 障がい者本人およびその配偶者
- 障がい児(施設に入所する18、19歳を含む)の場合
→ 障がい児の保護者の属する住民基本台帳上の世帯

※上限管理について

利用者負担のある方で、複数の事業所を利用される場合、利用者負担額の上限管理が必要となります。上限管理を行うことで、毎月の支払金額が月額負担上限額を超えないように調整することができます。複数の事業所を利用される場合は、障がい福祉係まで利用者負担上限管理事務依頼届出書を提出してください。

※高額障害福祉サービス費、高額児童通所給付費について

同じ世帯に障害福祉サービス・児童通所支援等を利用している方が複数いる、上限管理をせず複数の事業所を利用した等の理由により、1か月の利用者負担額の合計が「世帯の基準額」を超えた場合は、申請すると超過額が「高額障害福祉サービス等給付費」または「高額児童通所給付費」として還付(償還)されます。詳しくはお問い合わせください。

★詳しくは砥部町介護福祉課 障がい福祉係

【TEL: 962-7255 FAX: 962-6820】までお問い合わせください。

● 障害福祉サービスと介護保険について

原則として、障がい者であっても介護保険のサービスを利用できる方は、介護保険制度によるサービスを優先して利用していただくことになります。

ただし、介護保険に相当するサービスがない障がい福祉固有のサービスについては、障がい福祉制度をご利用いただけます。

【介護保険のサービスを利用できる方】

- ・ 65歳以上で要介護認定または要支援認定を受けた方
- ・ 40歳以上65歳未満で、特定疾病が原因で要介護認定または要支援認定を受けた方（ただし生活保護受給者で医療保険に加入していない方につきましては、引き続き障害福祉サービスを利用することができます。）

※特定疾病

1. がん末期
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靱帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

【介護保険が優先されるサービス】

- ・ 居宅介護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 自立訓練（機能訓練）

★介護保険のサービスに関しては砥部町介護福祉課介護保険係

【TEL：962-7255 FAX：962-6820】までお問い合わせください。

●ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業について

ちいきせいかつしえんじぎょう りよう きぼう ばあい ちょう しんせい こう ふ じゅきゅうしゃしょう
地域生活支援事業の利用を希望する場合は、町 へ申請して交付される受給者証（オレンジ
いろ ひょうし ひつよう
色の表紙）が必要となります。

なお、この事業のみ利用を希望する場合、サービス等利用計画（児童支援利用計画）の作成
ふよう
は不要です。

【サービスの種類】

1. いどうしえん 移動支援

おくがい いどう こんなん しょう しゃ しょう じ がいしゅつ し えん おこな
屋外での移動が困難な障がい者または障がい児について、外出のための支援を行います。

ただし、つういん ばあい りよう しょうがいふくし きょたくかいご つういんどうかいじょ しきゅう
ただし、通院の場合は利用できません（障害福祉サービス「居宅介護（通院等介助）」の支給
けつてい ひつよう
決定が必要です）。

2. にっちゅういちじしえん 日中一時支援

しょう しゃ しょう じ かいご かぞく いち じてき ふたんけいげん しょう しゃ しょう じ
障がい者や障がい児を介護している家族の一時的な負担軽減のため、障がい者や障がい児
し せつ あず にっちゅうかつどう ば ていきょう
を施設で預かり、日中活動の場を提供します。

【月額自己負担上限額】

サービスを利用するごとに、原則1割の利用料が必要です。

ただし、じこふたんがく しょうとく おう げつ しょうげんがく せってい
ただし、自己負担額については、所得に応じて1か月の上限額が設定されています。

しょうとくくぶん 所得区分		げつがく ふたんしょうげんがく 月額負担上限額
せいかつほご 生活保護	せいかつほごじゅきゅうせたい 生活保護受給世帯	0円
ていしょうとく 低所得	ちょうみんぜいひかせいせたい 町民税非課税世帯	0円
いっばん 一般1	ちょうみんぜいかぜいせたい しょうとくわりがく まんえんみまん 町民税課税世帯で所得割額が16万円未満 （しょう じ ばあい しょうとくわりがく まんえんみまん 障がい児の場合は、所得割額が28万円未満）	・ しょう じ 障がい児 4,600円 ・ しょう しゃ 障がい者 9,300円
いっばん 一般2	じょうき いがい せたい 上記以外の世帯	37,200円

※「世帯」の考え方

- さいい じょう しょう しゃ ばあい
・ 18歳以上の障がい者の場合

→ しょう しゃほんにん はいぐうしゃ
障がい者本人およびその配偶者

- しょう じ ばあい
・ 障がい児の場合

→ しょう じ ほごしゃ ぞく じゅうみんきほんだいちょうじょう せたい
障がい児の保護者の属する住民基本台帳上の世帯

ちいきかつどうしえん
●地域活動支援センターについて

しょう しゃ ちいき じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな つうしょ
障がい者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、通所に
そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう しゃかい こうりゅう そくしん はか にちじょうせいかつ
て創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に
ひつよう べんぎ きょうよ てきせつ こうかてき おこな
必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行います。

げんざい ちいきかつどうしえん じぎょう じっし
現在、地域活動支援センター「ひとやすみ」で事業を実施しています。

- じっし ばしょ と べちやうみやうち ばんち かい
・実施場所 砥部町宮内1404番地1 Sステージビル2階
- かいしょび げつ か すい きん ど どようび
・開所日 月・火・水・金・土 10:00～17:00（土曜日は16:00まで）
- へいしょび もく にち しゅくさいじつ ほん ねんまつねんし
・閉所日 木・日・祝祭日・お盆・年末年始
- りようりょう むりょう
・利用料 無料

りよう きぼう ばあい ちよくせつしんせい
★利用を希望する場合は、ひとやすみ【TEL：904－1306】へ直接申請してください。